

## 社会福祉法人青梅市社会福祉協議会情報公開規程

### (目的)

第1条 この規程は、情報公開等に関し必要な事項を定めることにより、公正で開かれた青梅市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の運営を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 文書本会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、職員が組織的に用いるものとして、本会が保有しているものをいう。
- (2) 文書の公開本会会長(以下「会長」という。)が、この規程にもとづき、文書を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

### (本会の責務)

第3条 会長は、第1条の目的を達成するため、情報を公開することを原則として、この規程を解釈し、運用するものとする。

- 2 会長は、情報の公開に当たっては、個人の尊厳を守るため、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 会長は、情報の適正な管理及び公開の手続きその他この規程にもとづく事務の公正かつ能率的な運営に努めなければならない。

### (文書の公開の請求)

第4条 何人も、本会に対し、文書の公開を請求することができる。

### (公開の請求手続)

第5条 文書の公開を請求しようとするもの(以下「請求者」という。)は、次に掲げる事項を記載した請求書を会長に提出しなければならない。

- (1) 氏名および住所(法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)
- (2) 公開を請求しようとする文書を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が定める事項

### (公開請求に対する決定)

第6条 会長は、前条に規定する請求書が到達したときは、第3条および第8条の規定にもとづき決定しなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により決定する場合において、当該決定にかかる文書に本会以外のものに関する情報が記録されているときは、必要に応じてこれらのものの意見を聴くものとする。

(公開の実施)

第7条 会長は、前条第1項の規定により文書の公開を決定したときは、速やかに請求者に対し当該文書の公開をしなければならない。

2 会長は、公開請求にかかる文書を直接公開することにより、当該文書の適正な保存に支障が生ずるおそれがあると認められるとき、その他相当の理由があるときは、当該文書の写しにより公開することができる。

(公開しないことができる文書)

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている文書については、当該文書の公開をしないことができる。

(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。

(2) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、公開することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えると認められるもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

イ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報で、公開することが公益上特に必要であると認められるもの

(3) 本会の業務執行に関する情報で、公開することにより当該事務事業の目的を失わせ、又は公正かつ適正な執行を著しく困難にすると認められるもの。

(4) 法令の定めるところにより、公開することができないと認められる情報

(部分公開)

第9条 会長は、公開請求にかかる文書に、前条各号のいずれかに該当することにより公開しないことができる情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、公開しないことができる情報とそれ以外の情報とを分離することができ、かつ、分離することにより公開請求の趣旨が損なわれないと認められるときは、公開しないことができる情報が記録されている部分を除いて、文書を公開するものとする。

(費用負担)

第10条 この規程の規定にもとづく文書の公開に要する費用は、原則として無料とする。

2 前項の規定により、文書の写しの交付を受ける請求者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(不服申立て)

第11条 会長は、第6条第1項に規定する決定に不服申立てがあったときは、理事会に諮

らなければならない。

(情報の提供)

第12条 会長は、この規程にもとづく文書の公開のほか、市民等が求める情報を的確に把握するとともに、本会の業務に関する情報を分かりやすく、積極的に提供するよう努めるものとする。

(委任)

第13条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

(適用)

2 この規程は、平成13年4月1日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。